

長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金の交付に関する手引き

健康福祉部介護保険課

1 趣旨

市内の介護保険施設が提供する食事の費用額に係る食品価格の高騰による増額分に対し、介護保険施設を運営する法人等の当該増額分負担（※）を軽減することを目的として、「長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金」を交付します。

※ 介護保険負担限度額認定者には介護保険法に規定する基準費用額が適用されており、食品価格高騰による増額分は、実質的に事業者の負担となっているためです。

2 給付対象事業者

令和8年4月1日において、市内で給付対象介護保険サービスを実施し、かつ、食費の基準費用額を適用することにより利用者の負担額を軽減している（負担限度額認定者を受け入れている）施設を有している事業者

給付対象介護保険サービス

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護

3 給付金額

【A】27,000円 × 【B】定員数 × 【C】72% = 給付金額（千円未満切捨て）

【A】定員数1人当たりの基準額 27,000円

【B】対象介護保険施設における定員数（令和8年4月1日時点）

【C】平均減免割合 72%

法人単位で、対象となるすべての施設分の給付金額を合計したうえで、千円未満を切り捨てます。

4 申請手続き

（1）申請受付期間

令和8年6月1日～令和8年8月31日

（2）申請方法

法人単位で申請してください。以下の書類を介護保険課へ提出ください。（郵送可）

① 長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付申請書兼請求書（別記様式）

② 振込先口座の内容を確認できる書類（通帳見開きの写し等）

5 給付金の交付

申請書類を確認のうえ、補助金等交付決定通知書を送付します。

後日、交付決定額を口座に振り込みます。

※交付要綱もあわせて確認ください。

提出先・問合せ先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 介護保険課 介護第一係

電話 0749-65-8252